

# 手稲区マスコットキャラクターていぬ使用基準

平成22年2月23日制定

## (前文)

手稲区マスコットキャラクターていぬは、手稲区区制20周年を契機に、手稲区に活力を与え、手稲区への愛着を深めてもらうことを目的として制定されました。

この手稲区マスコットキャラクターていぬは、手稲区民の皆さんをはじめ多くの方に活用され、愛されてこそ、本来の目的を果たすことができると考えます。

そこで、誰もが手稲区マスコットキャラクターていぬを使用することができるよう、また、その使用により手稲区マスコットキャラクターていぬそのものや手稲区のイメージを損なうことのないよう、その使用基準を次のとおり定めます。

この使用基準を守って活用し、手稲区マスコットキャラクターていぬがより一層愛されるよう、皆さんで育んでいきましょう。

## (総則)

第1条 この基準は、手稲区マスコットキャラクターていぬの使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な活用を促すことにより、活気あふれる元気な手稲区の実現を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この基準における定義は次のとおりとする。

「ていぬ」とは、手稲区マスコットキャラクターていぬに関するすべての総称をいう。

ダウンロードデータとは、「ていぬ」のうち公式ホームページ「ていぬの部屋」のダウンロードコンテンツ（URLは下記参照）から取得できるデータをいう。

URL:<http://www.city.sapporo.jp/teine/20pj/character/down.html>

管理データとは、「ていぬ」のうちダウンロードデータ以外に第3条の管理者が作成・保管するデータをいう。

着ぐるみとは、「ていぬ」のうちの着ぐるみをいう。

## (管理者)

第3条 「ていぬ」の管理者（以下「管理者」という。）は、ていぬ活用委員会とする。

## (権利等)

第4条 「ていぬ」に関する一切の権利及び権限は管理者に属し、「ていぬ」を使用する者が自己のものとして商標及び意匠として登録することはできないものとする。

## (使用等)

第5条 「ていぬ」は、個人、企業、その他の団体において、営利、非営利を問わず使用できるものとする。

2 「ていぬ」を使用する場合（管理データの提供を求める場合も含む。）は、管理者に対し事前に使用申請書（別紙1）により申請し、管理者の承認を受けたうえで使用できるものとする。

ただし、営利を目的とせずに名刺、年賀状、ホームページ、会報、ポスター、パンフレット、イベントの景品などにダウンロードデータを使用する場合は申請を要しない。

3 「ていぬ」について変更を加えて使用（「ていぬ」を基に独自に立体化をする場合や製品を作る場合も含む。）したい者は、管理者に対し事前に変更申請書（別紙2）により申請し、管理者の承認を受けたうえで使用できるものとする。

ただし、以下に掲げる変更については、申請を要しない。

ダウンロードデータについて、縦横比を維持したまま大きさを変更する場合。

ダウンロードデータについて、縦横比を維持したまま一部を切り取り、かつ、別途ダウンロードデータとして提供している「c TEINE WARD SAPPORO」を合わせて表示する場合。

着ぐるみについて、衣装等着せる場合。

営利を目的とせずに、独自に立体化をする場合。

#### （使用料）

第6条 「ていぬ」の使用料は、原則無償とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、使用料を徴収することができる。

#### （使用の禁止）

第7条 以下に掲げる事項については、「ていぬ」の使用を禁止する。

特定の政治活動や宗教活動のために使用する場合。

手稻区の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

法令若しくは公序良俗に反すると認められるとき、又は反する恐れのあるとき。

その他使用を承認することが適当でないと認められるとき。

#### （不正使用）

第8条 第5条及び第7条に定める事項に違反したことが発覚した時は、管理者は使用者に対し期限を定め改善を求める。当該期間を経過して、なお改善が図られない場合（使用者と連絡が取れない場合も含む。）は、不正使用例として公表したうえ、以降の使用を認めない。

#### （使用者の責任）

第9条 「ていぬ」の使用において自己や第三者へ損害を与えた場合について、管理者は一切の責任を負わないものとする。

#### （その他）

第10条 この使用基準に定めるもののほか「ていぬ」の使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。